

事業推進員の設置に係る注意事項及び記入上の注意について

1. 事業推進員の設置について

若年者に魅力ある職場づくり事業を円滑に実施するため、事業推進員を1名以上配置して下さい。事業推進員の資格は特に問いませんが、建設業における雇用改善に関する知識、経験を有する者であって、事業推進員に関する辞令を団体の長から発令されたものであることが必要です。

2. 事業推進員の人件費助成の要件及び上限額について

事業推進員の設置は上記1のとおり必須ですが、その者の人件費助成を受けるためには、事業実施団体の常勤職員の所定労働時間の6割以上本事業の業務に従事する場合のみ助成対象となります。

また、事業推進員1人当たり実費相当額250万を上限額とし、助成率である2/3を乗じた額が事業推進員1人当たりの助成上限額となります。

3. 提出上の注意

- (1) 事業推進員の辞令書（勤務形態や事業推進員業務を行う旨が記載されたもの。なお、人件費助成を希望する場合は「常勤職員の所定労働時間の6割以上本事業の業務に従事する」旨の記載があるもの。）、雇用契約書の写し（労働者の場合）及び履歴書を添付して下さい。
- (2) 人件費助成を受ける場合、支給申請書とともに出勤簿、業務日報（任意書式）、業務日報の内訳として事業推進員業務の内容を記録した記録票（任意書式）をご提出いただくことにご留意ください。

4. 記入上の注意

- (1) ④欄については、事業実施団体の常勤職員の所定労働時間の6割以上本事業の業務に従事する見込みがある場合には「有」としてください。
- (2) ⑤欄については、④欄で「有」とした場合のみ、事業推進員に係る年間の基本給、諸手当、賞与及び超過勤務手当並びに健康保険、厚生年金保険、介護保険、厚生年金基金及び労働保険料のうち事業主負担分の合計額を記入してください。
- (3) ※印欄は、記入しないでください。